

掛川市歳末たすけあい運動福祉事業助成原則・条件

助成原則

- I 歳末たすけあい運動の趣旨である「新たな年を迎える時期に、支援を必要とする人たちが地域で安心して暮らすことができる」ための福祉事業内容であること。
- II 助成をうけた団体は、歳末たすけあい募金が市民からの浄財であることを充分認識し、適正な事業執行に努めること。

助成条件

- ・ 事業費に食事代が含まれる場合は、必ず自己負担金をとること。飲酒代は認めない。
- ・ 高齢者サロン、子育てサロン等の交流事業に対する助成は、一人当たり 500 円を限度とする。
- ・ 障害者団体の行う福祉事業には、優先して助成する。
- ・ 障害者団体等の行う福祉事業に対する助成金の上限は、一人当たり 2,000 円以内とする。その際、必ず自己負担金を 1/4 以上とすること。
※ただし、一人当たりの助成金が 1,000 円未満の場合はこの限りではない。
- ・ 助成金振込先金融機関の通帳は団体名であること。(個人名通帳には振込まない)
- ・ 事業終了後、速やかに実施報告書(様式第4号)を提出のこと。(事業当日の写真添付もしくは写真データをメールに添付し提出 メール先: chiiki@kakegawa-syakyō.or.jp)

注意事項

- ・ 案内チラシや当日のあいさつ等で、歳末たすけあい募金による助成を受けての開催であることを明示してください。
- ・ 地域のサロンの申請は地区社協が取りまとめて提出するようお願いします。
- ・ 提出された申請書、実施報告書(写真含む)はホームページを含む情報開示の対象となります。